

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第8回合併協議会

会議資料

日時 平成16年8月26日(木)午後2時~

場所 双海町町民会館 2階 大ホール

郷

伊予市・中山町・双海町合併協議会

第 8 回 協 議 会 次 第

日 時 : 平成16年8月26日(木) 14:00~

場 所 : 双海町町民会館 2階 大ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 協 議

協議第29号 地方税の取扱いについて

協議第30号 各種事務事業(国民健康保険関係)の取扱いについて

協議第31号 各種事務事業(介護保険関係)の取扱いについて

協議第32号 各種事務事業(環境衛生関係)の取扱いについて

協議第33号 各種事務事業(上下水道関係)の取扱いについて

協議第34号 各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて

協議第35号 各種事務事業(社会教育関係)の取扱いについて

(2) その他

第9回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

4 閉 会

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 16 年 8 月 26 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中村 佑

記

地方税の取扱いについて
1 個人市民税については、現行どおりとする。
2 法人市民税については、現行どおりとする。
3 固定資産税の税率については、現行どおりとする。なお、納期については、合併時に調整する。
4 軽自動車税の税率については、現行どおりとする。なお、納期については、合併時に調整する。
5 国民健康保険税の税率及び納期については、合併時に調整する。
6 市たばこ税については、現行どおりとする。
7 納税貯蓄組合については、現行どおりとする。
8 前納報奨金については、合併時に廃止する。

平成 年 月 日確認

関係する主な法令（抜粋）

地方税法

（地方団体の課税権）

第 2 条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（市町村が課することができる税目）

第 5 条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

1. 市町村民税
2. 固定資産税
3. 軽自動車税
4. 市町村たばこ税
5. 鉱産税
6. 特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 指定都市等（第 701 条の 31 第 1 項第 1 号の指定都市等をいう。）は、目的税として、事業所税を課するものとする。

6 市町村は、前 2 項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

1. 都市計画税
2. 水利地益税
3. 共同施設税
4. 宅地開発税
5. 国民健康保険税

7 市町村は、第 4 項及び第 5 項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

[個人市民税]

(個人の均等割の税率)

第 3 1 0 条 個人の均等割の標準税率は、3,000 円とする。

【参考（改正前）】

第 3 1 0 条 第 2 9 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上覧に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

市 町 村	税 率
(1)人口 50 万以上の市	年額 3,000 円
(2)人口 5 万以上 50 万未満の市	年額 2,500 円
(3) (1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000 円

(所得割の税率)

第 3 1 4 条の 3 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定めた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の 5 分の 1 の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に 5 を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

200 万円以下の金額	100 分の 3
200 万円を超える金額	100 分の 8
700 万円を超える金額	100 分の 12

(普通徴収に係る個人の市町村民税の納期)

第 3 2 0 条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税の納期は、6 月、8 月、10 月及び 1 月中（当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあつては、6 月中）において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

[法人市民税]

(法人等の均等割の税率)

第 3 1 2 条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下本節において「法人等」と総称する。）に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
資本等の金額が 50 億円を超える法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	300 万円
資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人で従業者数の合計数が 50 人を超えるもの	175 万円
資本等の金額が 10 億円を超える法人で従業者数の合計数が 50 人以下であるもの	41 万円

資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円
資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
資本等の金額が千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
資本等の金額が千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
資本等の金額が千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	12万円
前各号に掲げる法人以外の法人等	5万円

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

(法人税割の税率)

第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

[固定資産税]

(固定資産税の税率)

第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。

(固定資産税の免税点)

第351条 市町村は、同一の者について当該市町村の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができない。ただし、財政上その他特別の必要がある場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、その額がそれぞれ30万円、20万円又は150万円に満たないときであつても、固定資産税を課することができる。

(固定資産税の納期)

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

[軽自動車税]

(軽自動車税の標準税率)

第444条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

1 . 原動機付自転車	
イ 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの(二に掲げるものを除く。)	年額 1,000 円
ロ 二輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワット以下のもの	年額 1,200 円
ハ 二輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの	年額 1,600 円
ニ 三輪以上のもの(総務省令で定めるものを除く。)で、総排気量が 0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの	年額 2,500 円
2 . 軽自動車及び小型特殊自動車	
イ 二輪のもの(側車付のものを含む。)	年額 2,400 円
ロ 三輪のもの	年額 3,100 円
ハ 四輪以上のもの	
乗用のもの	
営業用	年額 5,500 円
自家用	年額 7,200 円
貨物用のもの	
営業用	年額 3,000 円
自家用	年額 4,000 円
3 . 二輪の小型自動車	年額 4,000 円

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第 4 4 5 条 軽自動車税の賦課期日は、4 月 1 日とする。

2 軽自動車税の納期は、4 月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

[国民健康保険税]

第 7 0 3 条の 4

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を除くものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用(国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金とする。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

【県内先進地事例】

四国中央市（H16.4.1 合併）

- ・ 個人住民税
均等割の税率は、2,500 円（標準税率）とする。
普通徴収に係る個人住民税の納期については、川之江市の例による。
- ・ 法人市民税
法人税割の税率については、川之江市の例による。
- ・ 固定資産税
納期については、川之江市の例による。
- ・ 軽自動車税
税率については、新宮村の例による。
- ・ 市たばこ税
4 市町村に相違が無いため現行どおりとする。
- ・ 国民健康保険料
料率は、川之江市の例を基本とし、新市において統一する。
- ・ 前納報奨金については、当分の間、伊予三島市の例による。
- ・ 納税組合制度については、現行制度を統一し新市に引継いだ後、新市において納税貯蓄組合法に基づく新制度へ移行させる。

大洲喜多合併協議会（H17.1.11 合併予定）

4 市町村で際のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。なお、合併する年度においては、現行の例による。

- ・ 個人市民税の均等割の税率は、地方税法の規定により、2,500 円とする。
- ・ 法人市民税の税率は、制限税率を採用する。ただし、合併する年度に続く 2 年間は、現行の例による。
- ・ 徴収方法は税目ごとに徴収する方式とする。
- ・ 納期は、合併時に納税者に配慮し調整する。ただし、軽自動車税の納期は、大洲市の例による。
- ・ 納税組合は、現行のまま引継ぎ、新市において調整する。
- ・ 国民健康保険については、次のとおり取り扱うものとする。なお、合併する年度においては、現行の例による。
 - (1) 納期については、7 月から 3 月までの 9 期とする。
 - (2) 税率については、新市において統一する。
 - (3) 軽減割合については、7 割・5 割・2 割とする。

協議第30号

各種事務事業（国民健康保険関係）の取扱いについて

各種事務事業（国民健康保険関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成16年8月26日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中村 佑

記

各種事務事業（国民健康保険関係）の取扱いについて
1 国民健康保険事業については、合併時に伊予市の例により調整する。 2 国民健康保険保健事業については、合併時に調整する。 3 出産、葬祭に関する給付については、合併時に伊予市の例により調整する。 4 中山町国民健康保険直営佐礼谷診療所及び中山町国民健康保険直営歯科診療所については、現行どおり新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認

協議第 3 1 号

各種事務事業（介護保険関係）の取扱いについて

各種事務事業（介護保険関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 8 月 2 6 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

各種事務事業（介護保険関係）の取扱いについて

- 1 介護保険事業計画については、合併時から統一保険料とする新事業計画を策定する。
- 2 低所得者に対する居宅介護（支援）福祉用具購入費及び住宅改修支給費の受領委任払いについては、合併時に伊予市の例により実施する。
- 3 要介護認定訪問調査については、公平・公正さを確保するために、調査専従の職員により行うこととする。

平成 年 月 日確認

協議第 3 2 号

各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて

各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 8 月 2 6 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

各種事務事業（環境衛生関係）の取扱いについて

- 1 廃棄物処理計画については、新市において新たに基本計画を策定する。
- 2 最終処分場については、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるために、新市において検討する。
- 3 し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分については、当面現行どおり行う。
- 4 ごみ処理施設の整備については、新市において早期にリサイクル施設の整備を検討する。
- 5 ごみの排出及び収集については、新市において調整する。

平成 年 月 日確認

各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて

各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 8 月 2 6 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

各種事務事業（上下水道関係）の取扱いについて

【水道事業】

（上水道）

- 1 上水道料金については、現行どおりとする。
- 2 水道メーター使用料については、現行どおりとする。
- 3 加入金については、現行どおりとする。

（簡易水道）

- 1 簡易水道料金については、合併時に調整する。ただし、地元管理の水道料金については、新市において統一するよう努める。
- 2 水道メーター使用料については、合併時に調整する。
- 3 加入金については、当面現行どおりとし、新市において上水道に合わせる方向で調整する。ただし、地元管理の加入金については、各地区の現行料金を継続する。

【下水道事業】

- 1 下水道整備事業については、現在の計画を新市に引き継ぎ、新市において、全体計画の見直しを行う。
- 2 下水道使用料については、新市において調整する。
- 3 下水道受益者負担金等については、新市において調整する。
- 4 農業集落排水事業の分担金については、合併時に調整する。なお、使用料については、現行どおりとする。

平成 年 月 日確認

協議第34号

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成16年8月26日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中村 佑

記

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて

- 1 学校の設置及び配置については、中山町の永木幼稚園と野中幼稚園を統合し、新たな幼稚園を建設する。また、中山町の永木小学校及び野中小学校を中山小学校に統合する。その他の公立幼稚園及び小・中学校は、現状どおり新市に移行する。
- 2 通学区域については、現状の校区を移行し、通学区域の見直しについては、新市において検討する。
- 3 学校給食については、当面現行どおり実施し、新市において、統合化した給食センターの整備を図る。
- 4 幼稚園事業については、合併時に調整する。

平成 年 月 日確認

協議第 3 5 号

各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて

各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成 1 6 年 8 月 2 6 日提出

伊予市・中山町・双海町合併協議会
会長 中 村 佑

記

各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて

- 1 生涯学習事業については、当面は現行どおり実施し、新市において策定される社会教育基本方針に基づき随時調整する。
- 2 公民館組織については、現在行われている公民館活動に支障のないよう、合併後も現体制を維持する。
- 3 指定文化財については、原則として新市においても指定する。また、新市において文化財等を保管・展示できる施設を建設する。

平成 年 月 日確認

第9回伊予市・中山町・双海町合併協議会の日程について

開催日程

日 時：平成16年 9 月 9 日(木) 14時00分から

場 所：伊予市 市民会館 4階 会議室

伊予市・中山町・双海町合併協議会会議開催状況

〔開催実績〕

	開催市町	開催場所	開催日時
第1回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年 4月 8日(木)15:30～
第2回	双海町	双海町町民会館	平成16年 5月13日(木)14:00～
第3回	伊予市	伊予市市民会館	平成16年 6月10日(木)14:00～
第4回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年 6月30日(水) 9:30～
第5回	双海町	双海町町民会館	平成16年 7月 8日(木)14:00～
第6回	伊予市	伊予市市民会館	平成16年 7月22日(木) 9:30～
第7回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年 8月12日(木)14:00～
第8回	双海町	双海町町民会館	平成16年 8月26日(木)14:00～

〔開催予定〕

	開催市町	開催場所	開催日時
第10回	中山町	中山町農業総合センター	平成16年 9月16日(木)14:00～
第11回	双海町	双海町町民会館	平成16年10月 7日(木)14:00～